

議事事務局告示第二号

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県議会議長 林 正 夫

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程（昭和四十八年議事事務局告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号を次のように改める。

- 一 次長
- 二 課長
- 三 共通業務担当監
- 四 課長代理
- 五 企画法制監
- 六 課長補佐
- 七 政務調査員
- 八 主幹
- 九 係長
- 十 主査
- 十一 専門員
- 十二 主任
- 十三 主事
- 十四 技師

第三条第二項中「第十三号」を「第十二号」に改め、同条第三項中「総括」を「総括し、」に改め、同条第四項中「第十四号から第十七号まで」を「第十三号及び第十四号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。